

和歌山県居宅介護従業者等養成研修事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者（児）の増大かつ多様化するニーズに対応した適切な居宅介護等を提供するため、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）」に定める研修等を実施し、必要な知識及び技能を有する居宅介護従業者等の養成を図ることを目的とする。

(実施主体等)

第2条 和歌山県居宅介護従業者等養成研修事業（以下「事業」という。）の実施主体は、県又は別途定める要件を満たすものとして県が指定する居宅介護従業者等養成研修事業の実施者とする。ただし、県は事業の一部又は全部を適当と認められる講習機関等に委託することができるものとする。

(研修課程及び受講対象者)

第3条 事業に係る研修課程及び受講対象者は、次のとおりとする。

課 程	研修時間	受講対象者
居宅介護職員初任者研修課程	134時間	居宅介護事業もしくは在宅・施設を問わず障害福祉サービスの業務に従事しようとする者、又は従事している者
障害者居宅介護従業者基礎研修課程	50時間	居宅介護従業者もしくは障害福祉サービス業務従業者の基礎として受講を希望する者
重度訪問介護従業者養成研修基礎課程	12時間	重度訪問介護事業に従事することを希望する者
重度訪問介護従業者養成研修追加課程	10時間	重度訪問介護事業に従事する者又は従事することを希望し、基礎課程を修了した者。ただし、基礎課程と追加課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行われる場合はこの限りではない。
全身性障害者移動支援従業者養成研修課程	16時間	下記①から③のいずれかに該当する者。 ① 居宅介護職員初任者研修若しくは障害者居宅介護従業者基礎研修修了者又は修了予定者 ② ①に相当する研修修了者又は修了予定者 ③ 介護福祉士
知的障害者移動支援従業者養成研修課程	19時間	
精神障害者ホームヘルパー養成特別研修課程	9時間	
同行援護従業者養成研修一般課程	20時間	同行援護事業に従事する者又は従事することを希望する者
同行援護従業者養成研修応用課程	12時間	同行援護事業にサービス提供責任者として従事する者又は従事することを希望する者

行動援護従業者 養成研修課程	24時間	行動援護事業に従事する者又は従事することを希望する者
-------------------	------	----------------------------

(研修カリキュラム)

第4条 前条の表の各課程の研修カリキュラム(科目及び研修内容)は、別表第1「和歌山県居宅介護従業者等養成研修カリキュラム」及び別表第2「和歌山県居宅介護職員初任者研修カリキュラム」のとおりとする。

2 講義を通信の方法により実施する場合は別紙第3「通信の方法による研修の実施について」及び別紙第4「居宅介護職員初任者研修課程における通信教育時間数」に掲げる内容を満たしていること。

(研修科目の免除)

第5条 研修実施者(事業の実施者をいう。以下同じ。)は、研修科目の一部又は全部について免除することができるものとする。その対象となる者及び免除の事項は、別表5「保有する資格等により免除できる科目について」のとおりとする。

2 研修科目の免除を受けようとする者は、受講申込の際に、「居宅介護従業者等養成研修科目免除申請書」(別記第1号様式)及び「居宅介護従業者等実務経験証明書」(別記第2号様式)により、申し出なければならない。

3 研修実施者(県を除く。)は研修科目の全科目を免除する場合には、修了証書を交付することはできない。

(研修修了期限)

第6条 各研修課程の修了期限は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護職員初任者研修課程については、原則として8か月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、1年6か月以内とする。
- (2) 障害者居宅介護従業者基礎研修については、原則として4か月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、8か月以内とする。
- (3) 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程については、原則として1か月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、2か月以内とする。
- (4) 重度訪問介護従業者養成研修追加課程については、原則として1か月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、2か月以内とする。

また、基礎課程と追加課程を同時並行的に実施する場合にあっては、原則として2か月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、4か月以内とする。

- (5) 全身性障害者移動支援従業者養成研修課程及び知的障害者移動支援従業者養成研修課程については、原則として2か月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、4か月以内とする。
- (6) 精神障害者ホームヘルパー養成特別研修課程は、原則として1か月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、2か月以内とする。
- (7) 同行援護従業者養成研修一般課程については、原則として2か月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、4か月以内とする。
- (8) 同行援護従業者養成研修応用課程については、原則として1か月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、2か月以内に修了すること。また、同行援護従業者養成研修一般課程と同行援護従業者養成研修応用課程を同時並行的に実施する場合にあっては、3か月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は6か月以内とする。
- (9) 行動援護従業者養成研修課程については、原則として2か月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、4か月以内とする。

(修了認定)

第7条 研修実施者は、研修カリキュラムをすべて履修した者に対して修了の認定を行い、修了者に対して修了証明書及び修了証明書（携帯用）（別記第3号様式）を交付するものとする。

（補講の実施）

第8条 研修実施者は、やむを得ない事情により研修を欠席した者に対して補講を行わなければならない。補講の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 講義科目の補講は、当該科目の代替受講、個別指導又はレポートの提出とする。
- (2) 演習（実技講習）科目の補講は、当該科目の代替受講又は個別指導とする。
- (3) 実習科目は、別途日程により当該科目実習を行うものとする。

2 補講は、当該研修実施者が修了期限内に行うものとする。ただし、講義・演習（実技講習）の代替受講は、他の研修実施者が実施する研修の当該科目の受講をもって代えることができる。

3 補講として、レポートの提出又は他の研修事業者が実施する研修での代替受講を行う場合は、各課程の科目数及び時間数の1割を越えて行うことはできない。

4 居宅介護職員初任者研修課程の補講については別に定める。

（修了者名簿の管理）

第9条 研修実施者は、研修修了者について修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日、住所及び電話番号を記載した修了者名簿を作成し、管理するものとする。

2 次条により知事の指定を受けた研修事業者は、研修終了後、知事に修了者名簿を提出しなければならない。

3 知事は、前項により提出された修了者名簿を適正に管理するものとする。

（研修事業者等の指定）

第10条 知事は、県内において、類似の研修事業を行う市町村及び民間団体等のうち、別に定める要件を満たすものを、事業を行う研修事業者として指定し、当該研修事業者が行う研修を指定研修として指定することができるものとする。

（その他）

第11条 前条に規定する指定について、この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別途定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年10月23日から施行し、改正後の和歌山県居宅介護従業者等養成研修事業実施要綱の規定は、平成24年度の和歌山県居宅介護従業者等養成研修事業から適用する。

2 和歌山県精神障害者ホームヘルパー養成特別研修事業実施要綱（平成17年制定）は、廃止する。

3 この要綱は、平成17年3月3日から施行する。

4 障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業実施要綱（平成14年7月19日制定）及びガイドヘルパー養成研修事業実施要領（平成13年9月21日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月23日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、和歌山県居宅介護従業者等養成研修事業実施要綱の一部を改正する要綱（令和2年4月1日施行）による改正前の別表第1「和歌山県居宅介護従業者等養成研修カリキュラム」【行動援護従事者養成研修課程】に定める内容以上の研修を実施する研修実施者は、当該要綱による改正後の別表第1「和歌山県居宅介護従業者等養成研修カリキュラム」【行動援護従事者養成研修課程】に定める内容を有する研修を実施する研修実施者とみなす。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月9日から施行する。